

1 幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	分 野	各種機関・団体等
委 員 長	林 郁 男	社会福祉関係者	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会
副委員長	小 尾 一 彦	学識経験者	教育委員会
委 員	尾 藤 欣 二	社会福祉関係者	障害者団体連絡協議会
	原 田 啓 二		幕別町こども会育成連絡協議会
	景 山 倫 照	保健医療機関関係者	医療法人社団景山医院
	成 田 啓 介	社会福祉関係事業者	社会福祉法人幕別真幸協会
	宮 澤 恵 子		社会福祉法人ひまわり
	岡 田 益 美	地域活動団体関係者	幕別町老人クラブ連合会
	吉 川 民 之 輔		公区長【幕別地区】
	工 藤 伸		公区長【札内地区】
	佐 藤 博 志		公区長【忠類地区】
	横 山 宏	学識経験者	民生委員児童委員協議会
	橋 本 信 幸	町民（公募）	
	町 田 芳 子		
	前 野 義 雄		

2 幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問

幕福祉第1078号

令和元年7月24日

幕別町地域福祉計画策定委員会

委員長 林 郁 男 様

幕別町長 飯 田 晴 義

幕別町地域福祉計画の策定について（諮問）

幕別町地域福祉計画の策定について、幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）第2条の規定に基づき諮問いたします。

3 幕別町地域福祉計画策定委員会の答申

令和2年2月28日

幕別町長 飯 田 晴 義 様

幕別町地域福祉計画策定委員会

委員長 林 郁 男

幕別町地域福祉計画の策定について（答申）

令和元年7月24日付け幕福祉第1078号にて当委員会に諮問された幕別町地域福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過

- 令和元年度（平成31年度）
 - 第1回（令和元年7月24日）
 - ・地域福祉計画の進捗状況について
 - ・地域福祉計画について

 - 第2回（令和元年12月19日）
 - ・地域福祉計画の策定について

 - 第3回（令和2年2月28日）
 - ・地域福祉計画の策定について
 - ・地域福祉計画の答申書について

5 幕別町地域福祉計画策定委員会条例

○幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、住民福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。